

【タイ】タイ司法省特別捜査局 (DSI) による捜査対象事案に関する通達について

2019 年 2 月 15 日

ジェトロ・バンコク事務所

タイ司法省特別捜査局 (DSI) による捜査対象事案の要件をより詳細に規定する 2019 年第 7 号通達 (Notification of the Board of Special Cases (No. 7) B.E. 2562) が発行された。同通達は 2019 年 2 月 5 日付で官報公示され、同年 2 月 6 日より発効している。

従来の通達(2004 年通達)では、DSI は知的財産各法の侵害関連規定に該当する事案を捜査対象とするとして、その詳細について以下のとおり規定していた。

- ・複雑で、緻密かつ入念な捜査や情報収集が必要とされる刑事事件
- ・公序良俗、道徳、国家の治安、国際関係等に深刻に抵触する刑事事件
- ・その他、DSI 自らが捜査を請け負うべきと判断する事件

今般の通達により、上記に加え、以下の要件が追加された。

- ・被疑者による侵害行為(対象製品の製造、流通、販売、購入、保管、輸入、その他容器の詰め替え等による商標侵害等)が明らかに存在する、又は存在すると判断するに足る十分な根拠がある場合
- ・対象製品の市場価値又は想定される不当利得若しくは遺失利益が 1 千万タイバーツ(約 3,500 万円相当)を超過する場合
- ・一時的輸入及び関税法に基づく模倣品の積み替えについては、諸税を含む最小のしきい値が 1 億タイバーツ(約 3 億 5 千万円相当)を超過する場合

URL 等

http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2562/E/032/T_0005.PDF

本内容は、日本貿易振興機構が 2019 年 2 月現在 TMI Associates (Singapore) LLP より入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。